

令和6年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和6年2月22日から令和6年3月6日まで第1回定例会が町役場議場に招集された。

令和6年3月6日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	会計管理者	田部嘉之
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎表彰状の伝達

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る２月26日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会において、町村議会議員として15年以上在職されました渡部順子君が、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受けられました。これより表彰状の伝達を行います。

◎議会事務局長（鈴木 久君）

渡部順子君、前にお進み願います。

◎議長（水野孝一君）

表彰状、福島県会津坂下町、渡部順子殿。あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和６年２月８日、全国町村議会議長会会長、渡辺幸喜、代読。

おめでとうございます。

◎議長（水野孝一君）

このたび受賞されました渡部順子君におかれましては、誠にありがとうございます。心からお祝いと、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。これをもって表彰状の伝達を終わります。

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（開会 午前10時00分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第４号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、11番、五十嵐一夫君、12番、酒井育子君のお二人を指名いたします。

◎議案第３号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第2、議案第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第3号「会津坂下町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第4号「会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号「会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第5号「会津坂下町一時保育に関する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

事前の利用申請が必要ということなのですが、これは保育認定のようなものを出すということでしょうか。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

これは、子供の心身の状態とか、利用期間とか、そういったものをあらかじめ伺った上で、受入体制を整えて利用していただくために、申請という形で一度相談に来ていただくということで、その際に書面で手続をしていただくということでございます。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

では、つまり保育認定、あらかじめ長期間の認定期間を設けた上での、じゃあ、この期間からこの期間までは申請で利用できますよというような保育認定、我々がよくやっている一般の保育認定のようなものではないということですか。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

通常保育施設を利用する際の保育認定とは意味合いが異なっています。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

また別件なんですけれども、コドモンとの連携をどのように考えているのでしょうか。
つまり、今現状、保育施設だけじゃなくて、教育委員会で全ての子供を把握できるような状態になっていると思うんですけれども、この子たちも当然ながらコドモンと連携しなければ、教育委員会のほうで把握できないことになるんですけれども、そちらはいかがでしょうか。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

今、保護者アプリのコドモンというものを昨年4月から導入いたしまして、保育所、それから幼稚園、それから小学校の放課後児童クラブを利用する方は、そのアプリを利用させていただいておりますが、保育施設に子供を預けていない保護者の方であったり、あとは小学校の放課後児童クラブを利用していない保護者については、コドモンの利用がなされておられません。その利用についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号「会津坂下町一時保育に関する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第5、議案第6号「会津坂下町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号「会津坂下町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第6、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口 享君。

◎8番（山口 享君）

反対の立場で討論いたします。答申を受けているのは改正であります、あえて反対するものです。

もちろん、見識を有する代表監査につきましても、大いに賛成するもので、私はもっともっと上げるべきだと思っております。しかし、議会選出の監査につきましても、議員として月額報酬をもらっていますし、私は上げるべきではなく、むしろ下げるべきだと思い、反対いたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第7、議案第8号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号「会津坂下町介護保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第8、議案第9号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今回の改定は、固定資産税なんかとか、経済動向によるものかなと思いますが、ほとんど料金が高くなっているのが多いんですが、一部、料金を安くする部分もあるんですが、これは一貫した経済の固定資産税の上昇率とちょっと違うんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

当然、町独自で設定している金額ではございませんので、上位法である道路法施行令の額から引用していますから、上がるものもありますし、中には下がる、金額が下がるものもあるということでご理解賜りたいと存じます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第9号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

◎議長(水野孝一君)

日程第9、議案第10号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号「会津坂下町法定外公共物管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第10、議案第11号「会津坂下町気多宮街なみ交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号「会津坂下町気多宮街なみ交流センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第11、議案第12号「財産の無償譲渡について」を議題といたします。

説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

本案に対する質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

委員会でもお伺いしましたが、改めてここでもお伺いいたします。この財産の無償譲渡を行う場合において、その相手方の管理能力をどのように把握されたのでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

交流センターにつきましては、ご存じのように街なみ環境整備事業で整備をさせていただいた施設でございまして、整備後、通常の管理は気多宮区にお願いをしてきたところでございますので、当然、これまで整備してから七、八年でしょうか、経過していると思いますけれども、その中で特に、管理上支障があることはございませんでしたので、十分管理能力はあるというようなことで判断をさせていただきました。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

当然ながら町有財産が多いので、そういった方法で、無償譲渡という形でやっていく施設がこれからも出てくると思います。代表的なものは、可能性のあるものとしては、消防の屯所だと思われます。

その際に、言葉を選ばず言いますけれども、無償譲渡を安易に考えるべきではないのかなと思っております。それは、各行政区、当然ながら戸数も減っておりますし、今後、もしかしたら、消滅する行政区もあるかもしれません。それぞれ財政状況も決まっているものとは言えません。

目先5年、10年の話ではありません。これはもう20年、30年のスパンの話ですけれども、20年、30年後に、もし無償譲渡されて、それを例えば、使い物にならなくなったときに除却しなければならないのは、受けた相手先です。つまり、我々の世代がそれを除却するか、修繕するか、そういったことで考えなければならない世代になってきます。

そうしますと、少なくとも除却するに当たっての予算が、予算というか、費用がどのぐらいかかるのかというような見積りぐらいは、町のほうで取ってから無償にすべきだと、譲渡すべきだと思うんですけども、今後の見解をお伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

譲渡すべき町の財産については、やはり行政機能を果たしている機能については、そういったものは譲渡すべきではないというふうに考えていますので、要するに屯所などはそういったものには当たらないというふうに考えております。また、要するにどういったものを譲渡するかということについては、現状の使い方やその性質上、判断させていただくということになります。これまで実施してきたものについては、集会所に類似をするものということで、これまで四つありました施設についての譲渡を進めてきているというところであります。

当然自治会については、集会場については、本来であれば自分たちで、補助金はありませんが、補助金等を活用して自分たちで整備するというのが基本だろうというふうに思っています。

譲渡の際の条件としては、やはり今後、修繕等については、それは自治会負担ですよ、それはご理解くださいということの条件を付して、ご理解をいただいた中で受入れをいただいているということでありますので、それは何ら、ほかの行政区の集会所と管理は変わらないということになりますし、除却に当たっても、そういう具体的な除却の話まではしておりませんが、通常の行政区の対応と同じということでご理解をいただいているというふうに認識をしています。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

あえて議事録に残すために、ここでお答えいただきたいんですけども、無償譲渡した後の建物等について、町はどの程度の責任を有しているとお考えでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

当然建物を無償譲渡しますので、適正に管理していただくというところは、これは行政としても注視しなくてはならないということだろうと思いますし、また、補助事業を活用して整備したものについては、当然、補助事業の目的に沿った形で継続的に使用されているかというところは、町としては十分注視しなくてはならないというふうに考えています。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

適正に管理ということなんですが、物件を譲渡した、その譲渡したということの確認をどのように把握するのか、まず、伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

譲渡する物件につきましては、未登記物件ですので、契約をもって譲渡が成立したということで契約書上にも記載をしております。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

契約は契約でよろしいんですが、その契約が履行されたということの証明というのをきちんとしておくべきではないかと思うんですが、その辺をどのように確認するのかお伺いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

譲渡の目的が今回の議案にも記載されておりますので、当然、契約書の中にもそういった譲渡の目的というものを記載した中で、それはお互いの中で契約書の中で確認をしていきたいというふうに考えています。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

明快な答えがないので、私のほうから申し上げます。

きちんと譲渡されたということの証明として、やはり登記事項証明書、そういったことを求めるべきではないのか。そうでないと、本当にそちらのほうに所有権が移転したのか分らない。今、相続登記等がきちんとやるということで、法務局のほうでも指導しておりますけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

その辺については今後、検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

あともう一つ、適正な管理ということで、これを無償譲渡して、ある程度の期間は、ほとんど地縁団体だと思いますが、管理して、例えば、ほかに売却するとか、そういったことについては、何年間までは駄目ですよとか、あと、ある程度の期間というのは、決まりがあるのか、その辺はいかがでしょうか。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

具体的な契約書の中身を把握していませんので、当然、最低でも10年以上は、例えば、処分とか、売却というのは、しないことが望ましいというふうに考えますので、それは契約書の中で少し整理をしたいというふうに思います。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第12号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号から議案第19号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第12、予算特別委員会に付託しておきました、議案第13号「令和6年度会津坂下町一般会計予算」から、議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第13号「令和6年度会津坂下町一般会計予算」

議案第14号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」

議案第15号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計予算」

議案第16号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第17号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」

議案第18号「令和6年度会津坂下町水道事業会計予算」

議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」

◎議長（水野孝一君）

議案の審査経過及び結果についての報告であります、予算特別委員会委員長より報告書がお手元にお配りされております。

審査には全議員が出席し、報告内容はよく承知しているものであります。

会議規則第41号第3項の規定に、会議に諮ってこれを省略することができると思います。

お諮りいたします。

改めて委員長からの報告を求めず、これを省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、改めて委員長からの報告は求めず、これを省略することにいたします。

これより、予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

予算特別委員会委員長、登壇願います。

◎3番（物江政博君）（登壇）

議長、3番。

◎議長（水野孝一君）

3番、物江政博予算特別委員会委員長。

◎議長（水野孝一君）

議案第13号から議案第19号までに対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論・採決に入ります。

討論・採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第13号「令和6年度会津坂下町一般会計予算」について、まず反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

私は、令和6年度一般会計予算について、反対の立場から討論を申し上げます。

本予算編成に当たっては、既に議決済みの議案どおりの執行を拒否した予算案であります。庁舎位置は、現庁舎周辺とする議決がなされている以上、執行者は議決に従い、粛々と執行するのが為政者の務めではありますが、議決どおりに執行しようとしていません。議決どおりに進めていれば、今頃は新庁舎の姿が示され、着工していたかもしれません。日本は法治国家ではありますが、遵法精神が見られません。

町長は、昨年2月に新庁舎位置について議案を提出すると証明したが、ずるずると令和5年度は結論を出せずじまいでした。6年度の執行方針は、9月に庁舎位置について決定する方針で、予算案を編成しました。第六次振興計画後期基本計画の策定、都市マスタープランの策定については、新庁舎位置とは切っても切れない関係です。新庁舎位置の結論を出さずして、振興計画マスタープランは語れません。

庁舎という町の要があるから、振興計画マスタープランが策定できるものではありませんか。当町の本年度における最重要事項は新庁舎です。新庁舎振興計画マスタープランはリンクしているのであり、執行姿勢は常軌を逸脱していると思えません。このような執行姿勢は改めるべきであり、本予算に反対します。

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎10番（渡部順子君）

議長、10番。

◎議長（水野孝一君）

10番、渡部順子君。

◎10番（渡部順子君）

令和6年度会津坂下町一般会計当初予算に賛成の立場から申し上げます。

コロナ禍を乗り越え、高水準の賃上げなど、日本経済は改善しつつありますが、今もなお続く物価の高騰は、町民の生活や社会活動に様々な影響を及ぼしております。

古川町長におかれましては、物価高騰への対応など、引き続き厳しい財政状況下にお

ける予算編成となり、ご苦労されたと考えます。

あたらしいまちづくり2年目となる令和6年度の当初予算の内容を見ますと、第六次会津坂下町振興計画に関わる最重点事業として実施されてきた事業予算はもちろん、町内で増え続けている空家対策に対する予算措置もされており、財政の健全化を図りながら、住民サービスを低下させることなく維持向上させていく予算編成となっているところは評価するものであります。

町の将来像である「やっぱり“ばんげ”がいい！」と思えるまちづくりのため、町民、行政、議会による創意工夫が満ちた取組により、町の発展に向けた最善の行政運営されることを強く要望いたしまして、本案への賛成討論とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、反対討論の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

次に、賛成討論の発言を許します。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

賛成の立場から討論をいたします。

予算特別委員会においては、予算編成に当たっての工夫、あるいはもう少し力を入れたかったところを伺いました。工夫の点についての答弁については、特段の印象は残らないものとなりました。

また、特に力を入れたかったところについては、全般的にもっと力を注ぎたかった旨の答弁があり、さらなる充実は必要だという認識はあるのだなというふうに所感として受け止めました。実のところは、町民の要望の反映であるとか、そういった言葉を期待していましたが、明確に印象に残らなかったというのが正直なところでありました。

原課として皆さんの責務としては、当然行うべき者としての結果として、それが町民のためにというところにつながる、このことは理解をしています。保育料についても、増額となった使途をたてましたが、特徴なくちょっと残念な感じを受けました。

増額となった部分で、例えば地域のためのおもちゃを準備できたとか、それからあるかどうか分かりませんが、寝かせ方専門の保育士さんを雇うことができたとか、または保育の研究ができるようになったとか、そういった増収となった全額ではなくても、一部だけでもそういったことに使用され、ああ、こう使われたんだなと、値上げされてもよかったなというふうな思われる予算を、実は見たかったのであります。今後さらに皆

さんでまた検討され、補正化を期待するばかりであります。

本予算のこの事業を見たときには、農地の活用を含む基盤産業の発展への工夫とか、それから健康の生活、安心や安全なインフラ、また学びの保障など、町民の笑顔も見える事業もかいま見られました。

皆さんの事業の先には、どのような町民の顔が見えますでしょうか。それぞれの事業には、その事業の関係者や、あるいは関連団体の皆さんの顔が浮かんでくると思います。教育関連では先生方、保護者、児童・生徒、そして生活関連では笑顔である高齢者、産業文化分野では、商売繁盛、また、美味しい農産物や加工品の生産者の笑顔、そして安全な水を飲む人、安全な道路を進む人、健康で働いている人などなど、全ての町民がエッセンシャルワーカーであって、そんな全ての町民の顔が一人一人見えてくると思います。笑顔がさらにはじけることを想起しての事業展開、そしてその執行を期待します。

それぞれの施策を進めていくときに、対話は不可欠であると考えています。職員同士はもとより、町民との対話を重んじ、その中から新たな必要な施策が見いだされて、掘り起こされ、そのビジョンが共有され、具体化につなげてもらいたいと願っています。

大プロジェクトもしっかりで、対話と説明を根気よく重ね、町民の笑顔が見え、話が分かるプロジェクトであることを期待して、賛成の討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

賛成の立場から討論をいたします。

保育所、幼稚園、小・中学校問わず、教育現場への支援や、農業の中心的な経営体への支援、中山間や多面的事業など、地域を支える事業の場において、変わらず前向きな姿勢が伺え、評価できる予算となっております。

しかし、5年先、10年先の地域コミュニティのありようを考えたときに、これから具体化するであろう地域計画には、厳しい現実が立ちはだかっています。それぞれの地域の皆様方が、勇気を持って取組を進められますよう、国へ強く求める必要があります。

町長が先頭に立って、我々町民とともに立ち上がることを期待し、賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文明君。

◎2 番（蓮沼文明君）

私は、令和 6 年度一般会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

令和 6 年度一般会計当初予算の総額において、前年度から 8,000 万円増の 76 億 9,000 万とし、あたらしいまちづくりの 2 年目として、地域活性化の取組、継続とともに、第六次町の振興計画に示した各種事業に取り組むための、前向きな予算編成の姿勢が見てとれます。最重点事業である過疎対策を中心に置き、実施計画の中で重点的に進める事業に示した、子育て、教育、健康づくり、福祉の充実、農業、商工業の振興の政策実現のために、積極的に取り組む予算編成を、私は高く評価したいと思います。

令和 6 年度の全体での予算執行において、財政健全化を念頭に置きながら、当初の持続的発展に向けた行政運営を強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 13 号「令和 6 年度会津坂下町一般会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（水野孝一君）

起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第 14 号「令和 6 年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「令和6年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第15号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号「令和6年度会津坂下町介護保険特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第16号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号「令和6年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第17号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号「令和6年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第18号「令和6年度会津坂下町水道事業会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号「令和6年度会津坂下町水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（水野孝一君）

続いて、議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」についての討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号「令和6年度会津坂下町下水道事業会計予算」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第20号から議案第28号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第13、議案第20号「工事請負契約の締結について」から議案第28号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」までの9件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（加藤秀法君）

議案第20号「工事請負契約の締結について」

議案第21号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」

議案第22号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」

議案第23号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第5号）」

議案第24号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」

議案第25号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」

議案第26号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」

議案第27号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」

議案第28号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」

◎議長（水野孝一君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

まず、議案第20号について説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第20号「工事請負契約の締結について」ご説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の工事請負契約であります。県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業建設工事であります。

工事概要につきましては、県道会津坂下会津高田線の古坂下地内から新町地内の延長約1,300メートルの上下線において、下水道管を約2,400メートル、上水道管の更新及び

新設で約2,600メートル埋設する工事であります。

1、契約の目的は、県道会津坂下会津高田線管路DB整備事業建設工事であります。

2、契約の方法は、随意契約であります。

3、契約の金額は、8億2,317万2,900円であります。

4、契約の相手方は、福島県会津若松市千石町4番50号。アークス・宮本組特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社アークス会津。代表取締役、桎屋和久であります。

別紙「見積結果表」をご覧ください。

見積額7億4,833万9,000円に消費税7,483万3,900円を加え、落札額は、8億2,317万2,900円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第21号について説明願います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第21号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から3,120万円を減額し、予算の総額を89億3,194万2,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものです。

第3条地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

5ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費」について、ご説明いたします。翌年度へ繰り越す事業は8事業であり、事業費総額6,919万8,000円となります。

まず、町道舗装事業（2項道路）184万2,000円は、土地所有者との折衝や金融機関への抵当権一部抹消手続などに期間を要したため、年度内の完了は困難であることから繰り越すものです。完了は令和6年9月を予定しております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム構築事業178万8,000円及び戸籍総合システム更改事業429万円は、住民票及び戸籍附票の氏名に、振り仮名を記載するための住基

及び戸籍附票システムの改修が、年度内完了は困難であることから、次年度に繰り越すもので、完了は令和6年5月を予定しております。

次に、老人福祉費（保険年金班）721万6,000円は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、グループホームの空調設備の改修費を補助するもので、二次協議（追加募集）により、年度内竣工は見込めない状況であることから、次年度に繰り越すものです。完了は令和7年3月を予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業50万円は、令和5年度をもって新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種が終了となりますが、残余ワクチン及びシリンジ等の処分については、特例臨時接種終了後に処分することになるため、処分費用を次年度に繰り越すものです。完了は令和6年8月を予定しております。

次に、ため池改修事業1,968万6,000円は、蟹沢ため池1号、2号の廃止工事で、県との協議を重ねた結果、工法等の変更により年度内完了は困難であることから、次年度に繰り越すもので、完了は令和6年8月を予定しております。

橋梁整備事業2,999万9,000円は、橋梁修繕を実施する橋梁について、1巡目点検時から新たな損傷が確認される箇所が散見され、実施予定している点検箇所について、点検橋梁の再点検を行うことになり、1巡目の点検資料の再精査と現地確認に期間を要したため、2巡目点検業務の着手が遅れ、年度内の完了が困難であることから繰越しをもので、完了は令和6年8月を予定しております。

坂下東第一土地区画整理事業（一般会計繰出）387万7,000円は、区画整理事業地内における道路築造工事で立木の抜根処理に不測の期間を要したこと、また、令和6年度に予定しておりました地権者への移転補償費について、地権者3名より移転の内諾を得られたことから、本年度補正予算で措置し、前倒しで契約するため繰越しをもので、完了は令和6年9月を予定しております。

6ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」についてご説明いたします。今回の補正は、変更が3件です。

まず、会津西部斎苑整備事業は、火葬炉補修工事費の確定により、100万円減額するものです。

次に、都市下水路整備事業は、都市下水路の開閉自動化に係る設計業務委託費の確定により30万円減額するものです。

学校給食センター運営事業は、過疎対策事業債のソフト限度額超分の追加により380万円増額するものです。

以上、変更が3件で合計250万円の増額となります。

次に、事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページの総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで、補正前の額89億6,314万2,000円、補正額3,120万円の減、補正後の額89億3,194万2,000円となります。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が3,845万7,000円の減、地方債が250万円の増、その他特定財源が4,765万6,000円の減、一般財源が5,241万3,000円の増であります。

3 ページをご覧ください。

2、歳入の詳細について説明いたします。

1 款 1 項 2 目法人町民税、補正額1,000万円の増は、法人税割額の増により増額するものです。

1 款 2 項 1 目固定資産税、補正額1,100万円の増は、徴収率により増額するものです。

9 款 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額128万7,000円の増は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋、及び償却資産に対する固定資産税軽減措置に伴う減収補填交付金になります。

4 ページをご覧ください。

10 款 1 項 1 目地方交付税、補正額2,787万6,000円の増は、特別交付税の精査により増額するものです。

12 款 2 項 4 目教育費負担金、補正額320万7,000円の減は、1 節学校教育費負担金は、町外からの幼稚園児 2 名の受入れにより増額するものです。

2 節学校給食費負担金、439万3,000円の減は、学校給食分が、感染症による学級閉鎖等に伴う喫食数の減による減額、学校給食試食会等分は、外国語指導助手や教育実習生などの不定期者分の喫食数増により増額するものです。

13 款 2 項 2 目衛生手数料、補正額140万9,000円の増は、家庭系ごみ袋の売上増によるものです。

5 ページをご覧ください。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額860万5,000円の減は、まず、子どものための教育・保育給付費は、交付額確定による減額、子育てのための施設等利用給付交付金は、保育料の算定方法が時間単位になり、預ける時間数が想定よりも短くなったことにより減額するものです。

2 目衛生費国庫負担金、補正額1,173万7,000円の減は、接種見込者数の減によるものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額738万4,000円の増は、まず、社会保障・税番号制度補助金はマイナポイント申込み支援に対する補助金で130万7,000円の増、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、住民票及び戸籍附票の氏名に、振り仮名を記載するためのシステム改修で増額となります。

2 目民生費国庫補助金、補正額453万2,000円の増は、1 節地域生活支援事業補助金が国の補助基準額の確定により減となります。11 節地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、「グループホーム杵が森」が実施する空調設備改修に対する補助金を計上するもので、補助率は10分の10となります。

3 目衛生費国庫補助金、補正額418万円の減は、1 節の循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置整備事業費、及び 6 ページの妊娠・出産包括支援事業は実績により減額となります。

2節新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金は、国庫補助金の上限額確定により増額するものです。3節地方創生臨時交付金は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に3万円を給付するもので、給付事務が完了したため、実績により減額するものです。

5目教育費国庫補助金、補正額29万2,000円の減は、2節特別支援教育就学奨励費補助金が、小学校分の対象者が4名減、3節は、中学校分の対象者5名減によるものです。

15款1項2目民生費県負担金、補正額867万5,000円の減は、1節が、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定による減、3節が、国民健康保険の軽減世帯数の減等に伴う保険基盤安定負担金の減。

7ページをご覧ください。

4節未就学児均等割保険税負担金は、未就学児の国保税均等割を5割軽減するもので、対象児及び保険税額の確定により減額するものです。

7節子どものための教育・保育給付費は、交付額確定による減、子育てのための施設等利用給付交付金は、保育料の算定方法の変更により減となります。

9節産前産後保険税負担金は、負担金額が確定したことにより減額するものです。

2項2目民生費県補助金、補正額133万1,000円の減は、1節地域生活支援事業補助金は、補助基準額の確定により減、3節ふくしま多子世帯保育料軽減事業補助金及び施設型給付費地方単独費用補助金は、執行見込みにより増額するものです。

3目衛生費県補助金、補正額202万円の減は、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の実績により減となります。

8ページをご覧ください。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,007万5,000円の減は、各交付金・補助金の確定によるもので、農業委員会費補助金は、県の配分により減、農地集積協力金交付金は、農地中間管理機構を通じた農地集積がなかったことにより全額減、水田農業改革支援事業補助金は、県の予算配分確定により減となります。地域担い手育成支援事業補助金は、採択者の確定により減、産地パワーアップ事業は、農業用機械の導入台数確定により減となります。

7目教育費県補助金、補正額70万2,000円の増は、3節ふくしまの旬の食材等活用推進事業補助金は、旬の県産食材を給食を通じて食べてもらい、地産地消や食育を推進するもので全額増、4節福島県公立学校こどもの安心・安全対策支援事業補助金は、幼稚園の送迎バスに置き去り防止支援安全装置を設置するもので、実績により減額となるものです。

9ページをご覧ください。

3項1目総務費県委託金、補正額191万円の減は、3節は、福島県議会議員一般選挙費の確定により減となります。

4節は、経済センサス調査の調査区修正業務がなかったため、減額するものです。

18款1項3目行政センター建設整備基金繰入金、補正額4,545万4,000円の減は、基本設計業務及び基本計画策定支援業務を実施予定でしたが、建設スケジュールの変更により、全額繰り戻しするものです。

20款4項4目雑入、補正額40万4,000円の減は、まず、メンタルヘルス研修交付金は、助成単価の減などによる減額、宝くじ助成金は、自治宝くじの売上増による配分額の増、10ページの地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は、令和7年度までのシステム標準化に係るシステム更改事業費の確定により減額するものです。

21款町債につきましては、第3表の地方債の補正によりご説明したとおり、変更が3件です。これにより、町債の総額は、250万円増の2億2,115万9,000円となり、町債の総額は、アクションプランで定めた臨時財政対策債2,865万9,000円を除き、1億9,250万円で、毎年度の起債上限2億円以内であります。

11ページをご覧ください。

◎議長（水野孝一君）

説明の途中でございますが、休憩のため休議といたします。 （午前11時05分）
再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。 （午前11時15分）
続けて説明をお願いいたします。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

それでは引き続き、3、歳出からご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

1款1項1目議会費、補正額81万2,000円の減については、7節は研修会の回数減による減、8節は宿泊を伴う研修の減による旅費の減、10節は、執行見込みにより減となります。

2款1項1目一般管理費、補正額2,353万4,000円の減については、2節から4節は執行見込みにより減となります。

12ページをご覧ください。

7節は行政区の世帯数確定による減、11節は郵便料金の執行見込みによる増、12節は職員検診の実績により減となります。

2目文書広報費、補正額80万円の減は、広報あいづばんげの発行ページ数の調整により減額するものです。

3目財政管理費、補正額83万円の増は、物価高騰の影響により、再生紙や封筒印刷の

予算が不足するため増額するものです。

5 目財産管理費、補正額 1 億4,540万9,000円の増は、まず、財政調整基金は、本補正予算の剰余金を積立てをするものです。公共施設整備基金は、公共施設の老朽化により修繕箇所が増加しているため積立てをするものです。

13ページをご覧ください。

行政センター建設基金は、新庁舎建設に向け積立てをするものです。廃棄物処理施設整備基金は、家庭系ごみ処理手数料の増額により積立てをするものです。

6 目企画費、補正額144万4,000円の増は、11節及び14節は、会津坂本駅駐輪場建設工事が J R との調整が調わなかったことによるもので、次年度以降、設置場所も含めて、再度協議いたします。18節市町村生活バス路線運行補助金は、負担額が確定したことにより増額するものです。

8 目電算管理費、補正額195万4,000円の減は、12節が地方公共団体情報システム標準化業務が標準化のための分析業務委託費の確定による減、映像配信機器更新業務は、議会中継設備の更新業務の確定により減となります。13節のライセンスは、マイクロソフトオフィスの更新が基幹系端末更改時一括更新となったため全額減、電子計算機器等賃借料は、O C R機器更新等の賃借料確定による減となります。

9 目過疎対策費、補正額516万5,000円の減は、主に地域おこし協力隊の執行見込額により減額となります。なお、14ページの10節の自動車修繕料、11節の車検申請手数料、任意損害共済保険、17節の一般車両、15ページの26節自動車重量税は、公用車のリース契約満了に伴い、車検費用と購入費用の残価分を計上いたしております。

10 目新庁舎建設費の12節委託料は、建設スケジュールの変更により全額減となります。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、補正額607万8,000円の増は、住民票及び戸籍附票の氏名に、振り仮名を記載するための住基及び戸籍附票システムの改修で増額するものです。

16ページをご覧ください。

4 項 3 目福島県議会議員一般選挙費、補正額190万1,000円の減は、選挙執行額の確定によるものです。

18ページをご覧ください。

5 項 2 目総務統計費、補正額 1 万円の減は、経済センサス調査区修正業務がなかったため、減額するものです。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、補正額2,223万円の減は、各特別会計への繰出金となりますが、国民健康保険特別会計繰出金は、軽減世帯数の減等による保険基盤安定負担金の減などにより減額、後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金繰入額の確定などにより減額、介護保険特別会計繰出金は、介護サービス利用者の減により、減額するものです。

19ページをご覧ください。

2 目障がい者福祉費、補正額185万7,000円の増は、11節審査支払手数料は、福祉サービス利用件数の増により増額するものです。19節障がい児給付費は、相談支援等のサー

ビス利用者1名増により増額するものです。22節は、重度障がい者支援事業費の確定により返還金を計上するものです。

3目老人福祉費、補正額591万6,000円の増については、18節は、高齢者施設の防災・減災対策として実施する改修費を補助する、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で、グループホーム杵が森が行う空調設備改修に要する経費を補助するもので、補助率は10分の10となります。

19節長寿祝金は、転出・死亡などによる長寿祝金該当者の減により減額するものです。

5目臨時福祉給付費、補正額693万8,000円の減は、住民税非課税世帯、及び家計急変世帯に対し3万円を給付した、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費の確定によるもので、1,626世帯に対し給付いたしました。

21ページをご覧ください。

2項1目児童福祉総務費、補正額194万1,000円の増は、12節及び17節が、こども家庭センター設置に伴う看板設置、相談窓口用パネル購入により増額となります。18節多子世帯保育料軽減事業は、支給見込額の増によるものです。22節は令和4年度放課後児童健全育成事業費の確定により発生しました国への返還金を計上するものです。

4目児童福祉施設費、補正額2,270万円の減は、2節及び3節は、執行見込みにより減となります。

22ページをご覧ください。

12節は、保育所の欠席者の増による喫食数の減による減額、18節は、支出見込みにより減額するものです。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額22万9,000円の減は、健康管理システムの賃借料の確定により減額するものです。

2目予防費、補正額1,832万2,000円の減は、12節の健康診査は、歯周病健診等の受診者数の減、妊婦健康診査は受診見込者数の減、予防接種は乳児期の接種者数の減、新生児聴覚検査は乳児数の減、産後ケア事業は対象者の減により減額するものです。18節出産子育て応援給付事業は対象者の減により減額するものです。

23ページをご覧ください。

19節予防接種助成金は、県外接種者の減、妊活応援助成金及び妊娠検査費助成事業は、申請者の減によるものであります。

3目環境衛生費、補正額658万8,000円の減は、合併処理浄化槽設置実績による補助金の確定により減額するものです。

4目斎苑管理運営費、補正額101万2,000円の減は、火葬炉等補修工事費の確定による減額で、起債も合わせて減額となっております。

5目新型コロナウイルス感染症対策費、補正額939万6,000円の減は、12節が新型コロナウイルスワクチンの接種見込者数の減によるものです。18節は、診療所における個別接種促進加算負担金の増により増額するものです。

24ページをご覧ください。

2項1目塵芥し尿処理費、補正額638万1,000円の減は、11節は、廃棄物収集・運搬手

数料の実績により減、12節は、ごみ危険物不法投棄処理業務は、勝方区の大規模林道の不法投棄廃棄物処理費の確定により減、資源物分別処理業務は、委託費の確定により減額するものです。

6款1項1目農業委員会費は財源内訳の補正となります。

2目農業総務費、補正額147万6,000円の増については、3節は、職員の世帯区分の異動により増、18節は、凍霜害応援給付金の申請面積の増により増額するものです。

3目農業振興費、補正額1,165万2,000円の減は、各事業費の確定によるものです。18節の水田農業改革支援事業から、25ページの稲作等経営体支援事業までは、実績により減額するものです。農地集積協力金は、農地中間管理機構を通じた集積がなかったため全額減となります。

5目農地費、補正額204万円の減は、12節が富川頭首工の点検等の完了による減、18節が、県が実施した鶴沼川防災ダム事業費の確定により減額となります。

27節の農業集落排水事業への繰出金は、使用料収入見込みの減と、維持管理費などの確定により減額するものです。

7款1項2目商工業振興費、補正額56万円の減は、モニターツアー等の委託費の確定や、みしらず柿販路拡大促進協議会の負担金の確定によるものです。また、ばんげ応援商品券配布事業における地方創生臨時交付金の減による財源内訳の補正となります。

26ページをご覧ください。

3目観光費、補正額27万円の減は、見明山の除草等維持管理委託費の確定によるものです。

8款2項1目道路維持費、補正額696万7,000円の減は、4節は、季節雇用者の社会保険制度の改正により全額減、防雪柵設置及び撤去は、事業費の確定により減額するものです。

5目橋りょう新設改良費、補正額2,500万円の増は、J R との協定変更に伴う減額により補助金を点検業務に変更するため増額するものです。

27ページをご覧ください。

4項1目都市計画総務費、補正額120万1,000円の減は、都市計画基礎調査委託費の確定により減額するものです。

2目土地区画整理費、補正額2,168万6,000円の増は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計への繰出金で、移転補償費の増により増額するものです。

4目下水道費、補正額166万7,000円の減は、下水道事業特別会計への繰出金で、下水道使用料収入見込みの減や工事請負費などの確定により減額するものです。

5目都市下水路費、補正額29万7,000円の減は、ゲート自動化実施設計業務委託費の確定による減額で、起債も合わせて減額となっております。

6目公園費、補正額201万6,000円の減は、インクルーシブ遊具の設置工事が完了したことによるものであります。

5項1目住宅管理費、補正額312万3,000円の減は、12節が古町川尻団地6号棟から8号棟の給水設備等改修設計業務委託費の確定により減額するものです。

28ページをご覧ください。

14節が古町川尻団地5号棟の給水設備改修工事費の確定により減となります。

9款1項1目非常備消防費、補正額76万8,000の減は、1節が消防団員数の確定による減額、12節は、防災無線サポート修繕作業内容の変更により増額するものです。

10款1項2目事務局費、補正額17万1,000円の増は、令和4年度医療施設運営費等補助金の確定による返還金を計上したものであります。

3目子ども支援費、補正額380万円の減は、執行見込みにより減額するものです。

29ページをご覧ください。

2項1目小学校費の学校管理費、補正額75万4,000円の減は、10節が坂下東小学校体育館の床を修繕するため増額、11節が電話料は執行見込みにより増額、遠距離通学用定期券は、利用者数の減により減額するものです。

2目小学校費の教育振興費、補正額20万5,000円の減は、特別支援教育就学奨励費の対象者4名減により減となります。

30ページをご覧ください。

3項1目中学校費の学校管理費、補正額50万円の増は、自転車通学者の冬季利用者が多かったことにより増額するものです。

2目中学校費の教育振興費、補正額365万3,000円の減は、10節は、英語検定受験者数の減、13節は、パソコンの賃借料確定による減、17節は、小学校パソコン教室のディスプレイの整備が完了したことによる減、19節は、特別支援教育就学奨励費の対象者5名減により減額するものです。

4項1目幼稚園費、補正額1,433万1,000円の減は、1節から31ページ、3節は、職員の家族構成の変更及び執行見込みにより減額、12節が通園運転業務委託費の確定により減額するものです。

17節は、幼稚園送迎バスの置き去り防止支援安全装置の設置が完了したことにより減額となります。

32ページをご覧ください。

6項2目学校給食費は、財源内訳の補正となります。

12款1項1目元金は、令和4年度末に行った繰上償還により減額するものです。

2目利子は、臨時財政対策債の利率見直しにより減額となります。

最後に、13款1項1目予備費、補正額9万2,000円の増は、歳入歳出額の調整による増額となり、これにより予備費総額は3,803万円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第22号から議案第24号までについて説明願います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

議案第22号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額から歳入歳出それぞれ3,961万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,715万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、歳入については交付金の実績に伴う補正、歳出については各種事業費等の精算に伴う補正が主なものとなります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1ページをご覧ください。

まず、歳入であります。

4款県支出金から6款繰入金まで合計3,961万5,000円を減額し、歳入合計を18億7,715万3,000円にするというものです。

次に2ページをお開きください。

歳出であります。

1款総務費から9款予備費まで合計3,961万5,000円を減額し、歳出合計を歳入合計と同額の18億7,715万3,000円にするというものです。財源内訳は、国県支出金が2,774万7,000円の減、一般財源が1,186万8,000円の減となります。

3ページ以降は、詳細の説明となります。

2の歳入であります。

4款1項1目保険給付費等交付金2,777万6,000円の減は、普通交付金及び特別交付金の交付見込額がそれぞれ確定したことによるものでございます。

同じく2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業費補助金2万9,000円の増は、対象となる令和4年度の給付実績額が確定したことによるものでございます。

6款1項1目一般会計繰入金1,186万8,000円の減は、交付金の額及び各種経費の確定によるものでございます。

次に、3の歳出についてでございます。

5ページをご覧ください。

1款1項1目総務管理費58万円の減は、制度改正がなかったことにより高額療養費に係るシステムの改修の減でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費から5目審査支払手数料まで、203万8,000円の減、及び6ページ、2項1目一般被保険者高額療養費779万5,000円の減は、医療費の見

込額を精査した結果、減となったものでございます。

同じく 4 項 1 目出産育児一時金から 2 目審査支払手数料351万4,000円の減は、出生数が当初見込みよりも少なくなったことによるものでございます。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分は、財源内訳の補正となります。

7 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費445万3,000円の減は、受診者が当初見込みよりも減となったことによるものでございます。

9 款 1 項 1 目予備費は、2,123万5,000円の減で2,371万4,000円となります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第23号「令和 5 年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

令和 5 年度会津坂下町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ6,122万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億4,353万3,000円としたいというものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、保険料見込額の変更及び事業の精算による補正であります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

まず、歳入であります。

1 款保険料から 7 款繰入金まで合計6,122万6,000円を減額し、歳入合計を23億4,353万3,000円にするというものでございます。

次に、2 ページの歳出であります。2 款保険給付費から 6 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の23億4,353万3,000円にするというものでございます。財源内訳は、国県支出金1,479万4,000円の減、その他の財源1,889万6,000円の減、一般財源が2,753万6,000円の減であります。

3 ページ以降は、詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節特別徴収保険料39万8,000円の減、及び 2 節普通徴収保険料12万6,000円の増につきましては、被保険者の異動によるものです。3 節滞納繰越分普通徴収保険料 7 万5,000円の減は、実績見込みによる減となります。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分972万9,000円の減は、歳出の 2 款保険給付費の減に係る国負担分の居宅分20%、施設分15%分となります。

3 款 2 項 1 目調整交付金、1 節現年度分調整交付金795万2,000円の増は、交付割合が

確定したことによるものでございます。

4 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金、1 節現年度分1,889万6,000の減は、歳出の 2 款保険給付費の減に係る支払基金交付金で負担する27%分です。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金、1 節現年度分1,301万7,000円の減は、歳出の 2 款保険給付費の減の県負担分であり、居宅分12.5%、施設分17.5%分でございます。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金、1 節現年度分874万9,000円の減は、歳出の 2 款保険給付費の減の町負担分12.5%分です。

5 ページをご覧ください。

7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金、1 節介護給付費準備基金繰入金1,844万円の減は、介護給付費が見込みより減になったことなどにより、基金からの繰入れの必要がなくなったことによるものです。

6 ページをお開きください。

3 の歳出になります。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費561万3,000円の増は、訪問・通所利用件数の増などによるものでございます。

同じく 2 目地域密着型介護サービス給付費909万円の増は、地域密着型事業所でのデイサービスなどの利用件数増によるものでございます。

同じく 3 目施設介護サービス給付費7,471万5,000円の減は、利用件数の減によるものでございます。

同じく 4 目居宅介護福祉用具購入費及び 5 目居宅介護住宅改修費は、国庫支出金の補助率が増となったことによる財源内訳の補正であります。

同じく 6 目居宅介護サービス計画給付費377万4,000円の増は、利用件数の増によるものです。

7 ページをご覧ください。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費は、国庫支出金の補助率が増となったことによる財源内訳の補正であります。

同じく 2 目地域密着型介護予防サービス給付費91万4,000円の減は、デイサービスなどの利用実績が減となったによる補正になります。

同じく 3 目介護予防福祉用具購入費、同じく 4 目介護予防住宅改修費、及び 5 目介護予防サービス計画給付費は、国庫支出金の補助率が増となったことによる財源内訳の補正であります。

続いて、2 款 3 項 1 目審査支払手数料は、国庫支出金の補助率が増となったことによる財源内訳の補正であります。

8 ページをお開きください。

2 款 4 項 1 目高額介護サービス費217万1,000円の減は、実績見込額の減による補正となります。

続いて、2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、国庫支出金の補助率が増とな

ったことによる財源内訳の補正であります。

2 款 7 項 1 目特定入所者介護サービス費1,066万2,000円の減は、利用件数の減によるものでございます。

9 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金2,000万円の増は、次期介護保険事業計画のための積立てをするものです。

6 款 1 項 1 目予備費は、1,124万1,000円の減で3,756万5,000円となります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は歳入歳出予算の補正であり、既存予算の総額に歳入歳出それぞれ100万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億612万3,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、被保険者の異動による保険料見込額の変更、及び保険基盤安定対策による繰入金額の補正が主なものになります。

詳細を事項別明細書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。1 の総括になります。

まず、歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで合計100万9,000円を追加し、歳入合計を2億612万3,000円にするというものです。

次に、2 ページの歳出であります。2 款後期高齢者医療広域連合納付金に100万9,000円を追加し、歳出合計を歳入合計と同額の2億612万3,000円にするというものでございます。財源内訳は、一般財源が100万9,000円の増となります。

3 ページ以降は、詳細の説明となります。

2 の歳入であります。1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、第1節特別徴収保険料255万3,000円の減は、被保険者の死亡、普通徴収への移行による減、2 節普通徴収保険料493万7,000円の増は、新規被保険者の増、及び特別徴収からの移行によるものでございます。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料13万5,000円の減は、実績見込みによる減となります。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金161万3,000円の減は、額の確定によるものでございます。

5 款 4 項 2 目雑入37万3,000円の増は、令和4年度分の後期高齢者医療広域連合納付

金の精算によるものでございます。

4 ページをお開きください。

3 の歳出であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金100万9,000円の増は、保険料の変更、及び繰入金額の確定によるものでございます。

以上説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

次に、議案第25号から議案第28号までについて説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第25号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,798万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億17万1,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、地方債の変更でありまして、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第2表 地方債補正」であります。

公共下水道整備事業の公営企業債につきましては、起債対象事業費の減に伴い、1,310万円を減額したいというものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法に変更はございません。

次に、事項別明細書の1 ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

2 款使用料及び手数料から7 款町債まで、補正額が3,798万2,000円の減となり、補正後の歳入合計は6億17万1,000円となります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款下水道事業費から 2 款公債費まで補正額が3,798万2,000円の減となり、補正後の歳出合計は6億17万1,000円となります。

また、補正額の財源内訳は、特定財源として国県支出金が1,172万9,000円の減、地方債が1,310万円の減、その他の特定財源が1,148万6,000円の減、一般財源が166万7,000円の減となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

2 款 1 項 1 目使用料38万6,000円の減は、使用料滞納繰越分の収入見込額の減によるものであります。

3 款 1 項 1 目土木費国庫補助金1,159万3,000円の減は、補助対象事業費の確定によるものであります。

4 款 1 項 1 目土木費県補助金13万6,000円の減は、県費補助対象事業費の確定によるものであります。

4 ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金166万7,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

6 款 3 項 1 目雑入1,110万円の減は、県道会津坂下会津高田線舗装復旧工事における水道事業負担金1,100万円の減が主なものであります。

7 款 1 項 1 目下水道事業債1,310万円の減は、起債対象事業費の減によるものであります。

5 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、79万6,000円の減であります。

主なものとしまして、13節使用料及び賃借料、会計システム使用料69万6,000円の減は、会計システム使用期間の確定によるものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、170万円の減であります。

10節需用費、電気料100万円の減は、各浄化センターにおける使用電力量の減によるものであります。

12節委託料70万円の減は、処理場維持管理のうち汚泥処分量見込額の減によるものであります。

1 款 3 項 1 目建設費は、3,548万6,000円の減であります。

14節工事請負費3,548万6,000円の減は、各工事の事業費確定によるもののほか、水道事業負担分を含む県道会津坂下会津高田線舗装復旧工事における会津若松建設事務所の舗装構成変更指示による減額が主なものであります。

6 ページをご覧ください。

2 款 1 項 2 目利子につきましては、財源内訳の補正であります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第26号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,168万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,324万8,000円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいというものであります。

第2条は、繰越明許費でありまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によりたいというものであります。

今回の補正は、事業費の確定に伴う予算の組み替え及び精査によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第2表 繰越明許費」であります。

1 款 1 項、事業名は「坂下東第一地区土地区画整理事業」でありまして、翌年度へ繰り越して使用できる金額を5,916万2,000円にしたいというものであります。

繰越しの理由といたしまして、14節の工事請負費につきましては、区画道路9－8号線外道路築造工事を11月に発注し工事を進めてまいりましたが、上下水道工事との工程調整及び立木の抜根処理に不測の期間を要したことから、年度内の竣工が見込めないため繰り越すものであります。

繰越額については、前払金で支払済みの4割を差し引いた919万3,000円であります。

次に、21節の補償補填及び賠償金につきましては、次年度の移転補償を予定しておりました地権者3名の方々から移転に関する内諾を得られたことから、前倒して契約するために繰り越すものであります。

繰越額については、契約時に支払う前払金の3割を差し引いた4,996万9,000円であります。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

3 款繰入金について、補正額が2,168万6,000円の増となり、補正後の歳入合計は2億2,324万8,000円となります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費について、補正額が2,168万6,000円の増となり、補正後の歳出合計は2億2,324万8,000円となります。

また、補正額の財源内訳は、一般財源が2,168万6,000円の増となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金2,168万6,000円の増は、補償補填及び賠償金の増に伴い

増額するものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目坂下東第一地区事業費は2,168万6,000円の増であります。

12節委託料2,376万9,000円の減は、建物等予備調査業務委託費の確定によるものであります。

14節工事請負費700万円の減は、区画道路 9－8 号線外道路築造工事の設計変更によるものであります。

18節負担金補助及び交付金155万6,000円の増は、区画道路築造に伴う水道管付設工事費の確定によるものであります。

21節補償補填及び賠償金5,089万9,000円の増は、移転補償件数が1件から3件に増えたことによるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第27号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,595万円としたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいとするものであります。

今回の補正は、事業費の確定によるものを計上したものであります。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

事項別明細書の1 ページをお開きください。

1、総括、歳入であります。

2 款使用料及び手数料から 3 款繰入金まで補正額が113万9,000円の減となり、補正後の歳入合計は6,595万円となります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款農業集落排水事業費の補正額が113万9,000円の減となり、補正後の歳出合計は6,595万円となります。

また、補正額の財源内訳は、その他特定財源が31万円の減、一般財源が82万9,000円の減となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

2 款 1 項 1 目使用料は、31万円の減であります。これは、水需要減に伴う使用料収入見込額の減によるものであります。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金82万9,000円の減は、歳入歳出における事業費の確定によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、7 万7,000円の減であります。

13節使用料及び賃借料会計システム使用料7 万7,000円の減は、会計システム使用期間の確定によるものであります。

1 款 2 項 1 目維持管理費は、106万2,000円の減であります。

10節需用費74万2,000円の減は、各浄化センターにおける使用電力量の減によるものであります。

12節委託料32万円の減は、各浄化センターにおける汚泥引拔処分量見込額の減によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

次に、議案第28号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

第1条、令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は、令和5年度会津坂下町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

第1款水道事業収益を、既決予定額4億8,872万4,000円に826万4,000円を追加し、4億9,698万8,000円にしたいというものであります。

第1款水道事業費用を、既決予定額4億5,462万8,000円から395万8,000円を減額し、4億5,067万円にしたいというものであります。

次に、第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億3,468万1,000円の補填財源を、過年度分損益勘定留保資金1億1,772万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,695万8,000円に改めたいというものであります。

第1款資本的収入を、既決予定額9,655万1,000円から1,923万5,000円を減額し、7,731万6,000円にしたいというものであります。

裏面をお開きください。

第1款資本的支出を、既決予定額2億3,801万2,000円から2,601万5,000円を減額し、2億1,199万7,000円にしたいものであります。

第4条は、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正したいというものであります。

借入限度額を1,690万円減額し、3,940万円にしたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

第5条は、予算第7条に定めた職員給与費の既決予定額3,022万2,000円に1万3,000円を追加し、3,023万5,000円に改めるものであります。

今回の補正は、事業費の確定及び精査によるものを計上したものであります。

1 ページをご覧ください。

実施計画、収益的収入及び支出であります。

詳細につきましては、5 ページの予算明細書によりご説明申し上げます。

2 ページをお開きください。

実施計画、資本的収入及び支出であります。

詳細につきましては、7 ページの予算明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。キャッシュフロー計算書であります。

資金の増加額は、補正前のマイナス1,462万1,763円に1,990万606円を追加し、527万8,843円となり、資金期末残高は8億4,864万8,812円となります。

4 ページをお開きください。

予定貸借対照表であり、表記のとおりであります。

5 ページをご覧ください。予算明細書であります。

収益的収入1款1項1目給水収益426万9,000円の増は、令和5年度実績見込による水道使用料の増によるものであります。

2目受託工事収益55万円の減は、一般修繕及び町道修繕の皆減、坂下東第一土地区画整理地内の給水管布設工事費の確定によるものであります。

3目その他の営業収益69万3,000円の増は、新規加入件数の増によるものであります。

2項8目消費税及び地方消費税還付金385万2,000円の増は、今回の補正に伴うものであります。

6 ページをお開きください。

収益的支出1款1項2目配水及び給水費166万2,000円の減は、本年度支出見込額を精査したことによる委託料、修繕費及び工事請負費の減によるものであります。

3目受託工事費55万円の減は、修繕費、材料費及び坂下東第一土地区画整理地内の給水管布設工事費確定による工事請負費の減によるものであります。

4目総係費1万3,000円の増は、職員の住居異動に伴うものであります。

2項3目消費税及び地方消費税175万9,000円の減は、今回の補正に伴うものでありまして、存目として1,000円を残しております。

7 ページをご覧ください。

資本的収入1款1項1目企業債1,690万円の減は、起債対象事業費の確定により、上水道施設整備事業債を減額するものであります。

5項1目寄附金25万円の減は、寄附の見込みがないことから全額を減額補正するものであります。

6項1目国庫補助金208万5,000円の減は、補助対象事業費の確定による国庫補助金の減であります。

次に、資本的支出1款1項3目固定資産購入費1,501万4,000円の減は、構築物の下水道事業施工区域内などにおける配水管布設替工事費、工事設計及び中村減圧場配水池築造工事設計基本設計費の確定により減額するものであります。

5 目負担金1,100万1,000円の減は、県道舗装復旧工事負担金の確定による減であります。

8 ページをお開きください。実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支（損益勘定）であります。収益的収入4億9,698万8,000円、収益的支出4億5,067万円、税込当期純利益4,631万8,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,695万8,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税41万1,000円を差し引き、税抜当期純利益は、2,894万9,000円となるところであります。

(2) 資本的収支（資本勘定）の不足額1億3,468万1,000円の補填財源につきましては、下段補てん財源明細書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって議案の説明を終わります。

昼食のため休議といたします。

（午後0時02分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後1時00分）

午前中、議案の説明は終わりましたので、これより質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

まず、議案第20号「工事請負契約の締結について」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第9号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

15ページの庁舎建設費でございますが、こちらのうち測量設計については、次年度予算にも計上されていないものです。ここまで細かい金額が出ているということは、何かしらの業者さんとの話ができているのかなと思うんですけども、次年度も計上されていないということで、この金額の有効期限、そして会社さんとの話をしているのであれば、その話はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

議長、庁舎整備課長。

◎議長（水野孝一君）

遠藤庁舎整備課長。

◎庁舎整備課長（遠藤幸喜君）

今ほどの測量設計の委託料につきましては、具体的に基本設計ということで、委託については支援業務と、あとは基本設計と実施設計ということで、従来であればそういうふうに進む部分でありますけれども、基本設計と実施設計については、国土交通省といいますか、建築関係の部係の委託業務の部係等々もありますので、業者さんからの見積りという部分ではなくて、我々が積算した部係に基づいて積算した分ということで計上をさせていただきました。

段階的な発注でありますので、建設スケジュールの今回の見直しによって、少し先延ばしということで考えております。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

4 ページの一番最後、衛生手数料、家庭系ごみ処理手数料が140万9,000円ということで増額だということですが、増額はうれしいことかもしれませんが、いっぱい売れるとごみがどんどん増えるというふうに捉えることもできますけども、売れるという背景は、どのようなことで売れるように、これだけ増額になったのか、あと、家庭系ごみの排出が増えているのかお伺いいたします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

実はごみの、ごみ自体の数量的には下がってはいるんです。ですけども、ごみの袋が、金額が上がっているというのは、ごみはほら、数量で換算しますので、中身的には多分かさばるとか、そういったごみが出ているのかなというような推測をしているというようなところがございます。

コロナ禍の場合でしたら、ある程度中にいてごみが、家庭系ごみが増えるというのはあるんでしょうけども、コロナ禍もちょっと明けてきたところで、家庭系ごみが手数料が伸びるというのは、これからちょっと分析したいとは思っております。

以上でございます。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

昨年度と比較して、この手数料というのは増えているのか、その辺についてお伺いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

先ほどは失礼しました。

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

昨年から見れば、若干なり増えてはおります。
以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

25ページの農林水産業費でございます。農地集積協力金がゼロ、300万円予定していたのがゼロということで、これの示すところというのは、要は、国は農地を集積さえすれば何とかなるみたいな方向でこれ、十把一絡げにやっているんですけど、それが思うように進まなくなったのか、どういうふうな受け止めでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

お答えいたします。こちらの農地集積協力金、この補助金につきましては、二つのメニューがございます、一つ目は、その名のとおり地域集積協力金、積算としては150万円積算しておりました。二つ目は経営転換協力金と申しまして、こちらが150万円ということでございます。

まず、最初の地域集積協力金は、取り組んだ集落に対して出る補助金でございます、集落ぐるみで一括して集積を図り、20%を超える集積率の向上が見込まれるところが該当になるということでございまして、個人的に中間管理機構を通して集積は、坂下町は比較的進んでいるほうだというふうに捉えておりますけれども、地域ぐるみでの取組で、しかも20%を超えるというところが、該当がなかった。見渡ししても、なかなか今後出てこないかなというようなことは考えております。

ただし、来年度、地域計画が策定され、それなりの目標地図ができて、集落としてまとまった集積に臨むということであれば、実際の適用は令和7年度になろうかと思えますけれども、その辺からまたこの集積協力金は出てくるのかなというふうに推測してございます。

ちなみに、二つ目の経営転換協力金でございますが、例えば、水稻を全て委託して、つまり、裏の意味としては集積が進んで、ご自身の経営としては、例えば園芸作物に特化したものに切り替えるといった個人に対して出る補助金でございます、こちらもそのような該当になる取組はなかったということで、今回、年度末で全て減額させていた

できました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

同じく24ページの農業振興費の中の18節の中の地域の担い手育成支援事業の300万円がマイナスになっております。というのは多分、これ農業後継者の若い方々の事業費だと思うんですが、結局1人分が減ったのか、またそういうふう to 担い手の方々が希望されていなかったのか、お伺いしたいと思います。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

こちらの補助金の名称とちょっと中身があれなんです but、中身は、農業機械であるとか、農業施設に対する補助という中身でございます。担い手となって、地域を担っていく方々を側面的に支援していこうということで、機械とか施設、そういう補助でございまして、当初は三つの経営体に対し、トラクター2台とコンバイン1台を交付する計画でございましたが、補助金の審査におきまして、一つの経営体、コンバインを希望していた方が、実は点数が足りなくて不採択になってしまったということで、結果的には二つの経営体に対し、トラクター2台を導入したことに対する補助金を出しまして、その差額である300万円を減額させていただいたということでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

26ページの土木費の中で、橋梁新設改良費につきまして、2,500万円の増ということで、JR等の協定云々ということでございましたが、どういう経過で、新しく持ち出しになった、負担になったのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

これにつきましては、会津坂下駅の跨線橋に関する部分でございまして、修繕をＪＲとの協定でもって進めてきました。段階的に協定で締結した額がちょっと減額、２回ほどでした。減額されて最終的に２,５００万円ほど低い価格、協定額になったということで、それによって、国庫補助のほうにもちょっと響くというようなことでもございましたので、次年度予定しておる委託、いわゆる共同点検を前倒しさせていただくために、こちらのほうに予算を計上させていただいたということでもございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はございませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようです。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第２１号「令和５年度会津坂下町一般会計補正予算（第９号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号「令和５年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）」

に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第22号「令和5年度会津坂下町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

6ページですかね。歳出の地域密着型介護サービス給付費909万円増とあるんですが、一方では、次のページの地域密着型介護予防サービス給付費は、利用減によりマイナスになっているという、その相関といいますか、どういうふうにつながって、増ということで片一方あるんですけど、片や減ということで、その辺ちょっと理解できないので、お願いします。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

私どももなかなか頭の痛いところなんですけども、なかなか分析しづらいところがございます。

まず、上のほうが、普通の要介護1から5の方の部分の地域密着型介護サービス費で、下のほうが、7ページの地域密着型予防ですから、要支援の1、2の方の利用なんです。こう見ますと、そうしますと、要介護ちょっと重い方は、利用件数が伸びたというようなところなんですけども、その要因も簡単に言うと、コロナからの脱却か何か、そういうような要因も含まれているのかなというようなところがございます。

そうすれば、要支援のほうも伸びるんじゃないかという判断もされるんですけども、なかなかこう分析するのは難しいような、我々も難しいようなところがございます。一概にこうだというのはちょっとなかなか言えない部分でございます。

今後、ちょっと分析をして詳細なところを確認したいと思っております。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12番（酒井育子君）

6ページの第2款の保険給付費の中の3目の施設介護サービス給付というのは、各施設のデイサービスだとか、そういうものじゃなくて、施設に入った方々のサービスじゃないのかなというふうに理解したんですが、そうすると、施設、今、受付をやりますと150番だの200番だなんていうふうな申し込みされているのね。そういう中であって、私は、ここは施設介護サービスの人数が足りなく入っていたのかな。だからお金が余ってしまったのかなと理解したんですが、その辺の見解を聞きたいと思います。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

こちらについては、それこそ特老さんに入っている部分なんですけども、実は第8期計画で、令和5年度分については、寿楽荘が増床をしていたわけなんです。増床してい

たんですけど、コロナ禍で増床ができなかったということで、その分で今回、下ろさせていただいたというようなところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎8番（山口 享君）

議長、8番。

◎議長（水野孝一君）

8番、山口 享君。

◎8番（山口 享君）

9ページ、介護給付費準備基金積立金についてお尋ねします。

2,000万円また積み立てるということで、今まで3億7,000万円ほどあったのが、今度3億9,000万円になるということでよろしいでしょうか。

◎生活課長（新井田英君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長（新井田英君）

山口議員おただしのとおりでございます。

それで、じゃあそれどうするんだというようなことだと思うんですけども、第9期でそれをちょっと1億7,000万円を取り崩すような予定ですけども、今後、先行き伸びるような可能性もありますので、そういうような部分も含めまして、また10期では、今以上に1,000円ぐらい伸びるというような、保険料が伸びるというようなところでございますので、その点も含めまして積立てをして、抑制を図っていきたいというようなところでございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号「令和5年度会津坂下町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号「令和5年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第25号「令和5年度会津坂下町下水道事業特別会計補正予算(第5号)」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(水野孝一君)

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(水野孝一君)

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第26号「令和5年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」を採決いたします。
この採決は起立をもって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号「令和5年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

5ページの給水収益であります。

補正予定額は426万9,000円ということで、既決予定額から見ますと約10%ということで、かなり大きな水道使用料ということなのですが、この要因はどのようなものでしょうか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

近年節水型の設備等々も普及しているわけですが、正直申し上げてちょっと分析してみないと分からないというのが正直なところでございます。ただ、これだけ議員ご指摘のように、1割ほど伸びたということでございますので、その辺は担当課としても、その辺の状況も踏まえて、至急分析してみたいというふうに考えてございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

5ページの収益的収入のところ、ここで3目その他の営業収益で、加入金で新規加入金として69万3,000円で伸びています。この中身について具体的に教えてください。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

これは普通に戸建住宅が増えたということで、認識してございます。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

戸建てが増えたということの答弁ですが、戸建以外で、今まで加入していなかったという、新規開拓ということではないのですか。新しく家を建てたからつながったので、

加入者が増えた。それ以外には何かありますか。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議員ご指摘のとおり、あくまでも新たに住宅を建てられた方の加入金というようなことでございますので、未加入者が接続したということではございません。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号「令和5年度会津坂下町水道事業会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号・発議第4号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第14、文教厚生常任委員会に付託しておりました発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」及び発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」を議題といたし

ます。

議題とした議案の審査経過及び結果について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

◎2番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）（登壇）

審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る1月25日水曜日及び2月5日月曜日並びに2月28日水曜日の計3回にわたり、当文教厚生常任委員会を町役場大会議室において、午前10時から、委員7名全員出席の下で開催し、当委員会に付託された案件としての議員提出議案2件、1、発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」及び2、発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」についての継続審査を行いました。

委員会においては、委員全員から意見を伺い、賛成の立場の意見として、文書を通して子育てに関する条例が明確にされればいいと思う。中身については、いろいろな意見を取り入れて、これを土台として、坂下町らしいこども条例ができればいいと思っている。起爆剤になればいいと思う。

反対の立場の意見としては、各市町村のこども条例は、制定までの経過をまとめてある。どこでもそれなりの時間をかけて検討し、住民からの意見を聞いた上で制定されている。また、福島市、郡山市、新潟市などは、基本理念等のほかに、個別にいじめや虐待などに対しても規定している。それぞれの市町村で時間をかけてつくっている。内容もそれぞれ独自の考え方、特色ある内容になっている。

また、条例制定には、立法プロセスがあってしかるべきと感じるし、そのプロセスの中には、関係者の人たちの意見を考慮し、初めて草案ができ、それに対し、皆さんが追加したり、削除したり、そうして出来上がるものと思う。

有効に生かされるよう、専門家や、先進市等のいろいろな方々の意見を聞きながら、つくるべきではないか。他の市町村の条例には、もっと内容に深みがあり、優しい言葉もある。内容について、文書等においては、もう一度、見直すべきではないか。

今回、内容としては、全町に関わってくる。町内でも論議されていない状況を見ると、やはり、本質的なところを醸成する時間、議論も必要だと感じる。今のところまだ足りない。議論を重ねる時間が必要だと感じる。

次に、ほかのまねではなく、自分の町として、町全体の子供の健全育成を考えれば、もう少し時間をかけて整理したほうがいいのではないかと。町民にも保護者にも簡単で分かりやすい条例にすべきではないか。もう少し検討する余地があるのではないかと考える。

次に、子供を取り巻く状況を議員全員で分析しながら、様々な分野で子育てに関わっ

ている専門家等の方々の意見を取り入れながら、会津坂下町のこども子育て条例、会津坂下町のこども基金条例等はできていくべきだと考える。

今回のこども子育て基本条例と、こども基金条例は、密接な関係にあると思うし、こども子育て基本条例があつてのこども子育て基金条例とも言える。文書を通して、子育てに関する条例が明確にされればいいと思う。中身については、いろいろな意見、すみません。申し訳ありません。訂正します。先ほど申し上げた部分でした。

条例を発議するに当たり、ほかとの関連があるため、もう少し研究すべき部分がある。

今回、これで終わりではなく、附帯決議とはいかないまでも、議員から出されたということを受けて、町としても今後前向きに検討し、研究して、じっくりつくっていただければいいと思う等の意見がありました。

以上、委員全員から、継続審査において意見をいただき、委員長除く6名での挙手による採決の結果、1、発議第3号、及び2、発議第4号とともに、原案のとおり決定することに賛成する委員、挙手1名、反対である委員挙手5名により、賛成少数でありました。

以上、本委員会に付託された上記1及び2事件について、審査の結果は、否決すべきものと決定したので報告いたします。

委員長報告は以上であります。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は1件ごとに行います。

まず、発議第3号について質疑はありませんか。

◎4番（赤城大地君）

議長、4番。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

まず、審査については、大変ご苦勞なさったと思います。異例なことであつたし、発案者、提出者の私から申し上げるのもおかしいですが、これはかなり高度な法律の専門知識と立法知識を必要とするものです。大変ご苦勞なさったと思います。まず、それに敬意を表したいと思います。

あわせて、これは特別な手続を経て、議員全員で、議員全員の賛成をもって委員会付託したものですから、それ以外の議論の余地はないものと、私は思っております。

ただ、提案者としてこれだけはお伺いしたいんですけれども、先ほどから委員の皆さんからのご意見の中から、大変特色あるものをつくりたいというものもございました。

子供を取り巻く法体系というのは、私がこれを原案をつくるに当たって読んだだけのものですけれども、20を超える上位法と、幾つかの国際法が関係しております。まずこれを、この法体系を読み解くのに2年ほどかかっております。この2年ほどの間にこども家庭庁の設置があつたりしたものですから、さらに法体系が複雑化しております。

他市町村もそうでございますけれども、この条例、全ての条例そうなんです、国の法律があつて、県の条例があつて、町の条例があるわけなんですけれども、国の法律に基づいた町の計画というのもあります。法というのは、数学と同じですから、全ての数式が整合性が取れるようになっております。実はこの条例も、その全ての法と国際法と、それから県の条例、町の計画、抵触しないように全て整合性を取ったつもりでございます。

先ほどから委員の皆さんからの意見にありました、独自性を出したい、特色あるものを出したいということなんですけれども、もちろんそれは大切なことでございます。しかしながら、条例に直しましたときに、果たして独自性をどこまで出せるのか。法に抵触するもの、あるいは町の計画変更をしなければならなくなるものも当然出てきます。そういったものも考慮してこの条文が出来上がっているわけなんですけれども、こういった方向性で独自性を出していきたい、どのような議論になったか教えていただきたいと思います。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文教厚生常任委員会委員長。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

条例制定まで、やはり立法プロセス、先ほど申し上げました、そういった部分での話が出ました。上位法の話も出ました。やはり研究、検討する時間がもう少し必要ではないか。他市町村の同じような条例、これを参考にしながら、やはりまねごとではなくて、やっぱり一つ一つ各市町村違うわけですよね。独自性を持っています。

ですから、坂下においても様々な有識者、専門家、そういった保護者の方も含めて、いろんな意見をやっぱり取り入れていくべきではないか。そして、最終的には坂下独自の、坂下スタイルの条例が、子供関係の条例ができるのではないか、そういった意見が多かったでした。

◎議長（水野孝一君）

ほかに。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎ 4 番（赤城大地君）

これは次のものにも関わってしまうのですが、今回、議員提出議案として出されました。もちろんプロセスの中で、他の方の意見を取り入れなかったというわけではありません。全て出来上がった状態で上程しております。

ただ、これでは議員提出議案であったということも大きな意味を持っていたのかなと思います。

今後、これが議会提出、今後の議会において、また議員提出になるのか、あるいは可能性として残っているのは、執行部提案というのもございます。今回の結論が往々にして、前例として扱われるわけなんですけれども、それについて、委員会のほうでどのような議論になったのか、簡単に言えば、今後提出される可能性のある、それは議員提出議案、あるいは執行部提案でもあるんですけれども、同じ議案が提出されたときに、これを前例とするか、しないか、そのような議論があったら教えてください。あるいは、今、この場で、議会の判断というのは、判例と同じような扱いをされますので、今この場で、この判断を前例とするのか、しないのか、そのような発言をお願いいたします。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

議長、2 番。

◎議長（水野孝一君）

2 番、蓮沼文教厚生常任委員会委員長。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

前例とする否か、しないは別として、やはり先ほど説明、かなり十分な時間を持って説明いたしました、やはり今回の提出した内容については、もう少し時間をかける必要があるのではないか。そういった部分の検討する時間が必要ではないか。要するに、いろんなやっぱり角度から考えて、もう少し坂下において、最良の形の条例にすべきではないか、それにおいては、少々時間が足りないのではないか、もう少し研究の余地があるのではないか、そういった部分がありましたので、先ほどの赤城委員の、要するにこれは前例とか、前例にならないとかではなくて、内容において、それが十分生かし切れる、全うできるような条例で、条例案として上げていただければ、私はまた違った展開になってくる、そのように思います。

◎ 4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎ 4 番（赤城大地君）

最後にいたしますが、今ほどのお話の中から、議員提出と執行部提案の違いが少し皆さんははっきりなさっていなかったのかな、そういったような議論に感じます。今回これは議員提出でございましたが、もし委員会の中で、議論があったら教えていただければと思うんですけれども、これは議員提出であるべきなのか、あるいは執行部提案であるべきなのか、そういった議論があったのであれば教えていただければと思います。

◎ 2 番（蓮沼文明君）

議長、2番。

◎議長（水野孝一君）

2番、蓮沼文教厚生常任委員会委員長。

◎2番（蓮沼文明君）

要するに議員提出でも、執行部でも、私はどちらでも、委員会の中で議員から提出してもいいんだという部分の意見はありました。ただ、先ほど話した、文言として申し上げましたが、まだ執行部の中でも、要は、全庁の中でも、そういった話も上がっていない、そういった部分で、私はやっぱり同時進行というか、やはりもう少し醸成する時間、検討する時間、そういったものも私は必要ではないか、そういった部分で先ほど申し上げたんですけれども、請求人はどちらがいいか、どちらが悪いかというのは、私はないと思っています。

◎議長（水野孝一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑も尽きたようであります。これをもって質疑を終結いたします。

次に、発議第4号について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1件ごとに行います。

まず、発議第3号について、討論はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

反対の立場から討論をいたします。

まず、本発議の提案者に対し、発議に至るまでの発想と調査研究、長い期間、2年間というお話がありました。この調査研究されたことに敬意を表したいと思います。

反対意見を申し上げます。2点あります。

まず1点目であります、新しい条例を制定する際には、ステークホルダーを含んだ

多くの方々の関与、意見等を織り込んだ、いわゆる立法プロセス的なものがあると考えています。それら専門家や関係者の意見を考慮し、先進事例を研究、調査して草案が作成されて、坂下町町民を含んだ、重ねての検討がなされるものと考えています。決して短時間で出来上がるものではないと思います。

今回の発議については、この点が一番不足しているのではないのでしょうか。

ここに案として示されたものが、最適なもの、また、最適な文言であったとしても、この中には多くの町民の気配を感じることはできません。関与もなく、生の声というものが聞こえてきません。砂上の楼閣で魂なく、絵に描いた餅同様と感じています。

2点目です。ここに示された文言は、令和4年法律第77のこども基本法そのものだと思います。もっとも全く同じでも構わないわけですが、目的としている第1条は、まさにこども基本法の目的のコピーと言わざるを得ません。句読点まで同じ長い文言です。第2条、第3条も同様です。見比べてみれば分かります。

提案説明によっては、第3条の6号及び7号については、町独自の条文として加えたもので、環境の整備や人口減少のための対応策ではないと説明ではおっしゃっていました。

しかしながら、人口減少のための対応策ではないと記載しなくても、目的からすれば推測が可能です。この文言が、町独自のものとは言えないと感じます。

さらに、こども基本法では触れているこども施策に対する子供等の意見、この反映です。また、その分析が本発議には含まれていません。子供の立場から見た子供の意見、これは重要な事項と考えています。

その他、研究を重ねれば、多くの点が挙げられると考えられます。先進事例を見たときに、制定までには多くの時間をかけ、もちろん時間がかかり、それぞれ独自の文言となっています。民主主義の大きな魅力であると思います。

先進事例で新潟市では、調査研究開始から8年かかっています。また、附則をつけ述べることによって、子供に対する慈愛が感じられるものになっています。

条例は、義務を課したり、あるいは権利を制限したり、出来上がるまでには長丁場で、検討事項も多く、意見のまとまりも難しいと思います。文言をつくるのが目的ではなく、子育てのビジョンを町民全体で共有し、実行されなければなりません。会津坂下町らしさが見える条例であることを望むものです。

以上から、発議者の努力は認めますが、本発議に反対いたします。

◎4番（赤城大地君）

議長、議事進行。

◎議長（水野孝一君）

4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）

ただいまの討論の中に、魂なきという言葉がございましたが、この発言については看過することができませんので、訂正を促すようお願いいたします。なお討論者について

は、議会提出と、議員提出を履き違えているものと認識されますので、その点についてもお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

一時、休議といたします。

（午後 1 時47分）

調査のため、一時休憩といたします。

再開を 2 時といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午後 2 時04分）

先ほどの赤城大地君の議事進行の件なんですが、その話の真意を 6 番渡部正司君にお話ししていただきたいと思います。

◎ 6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎ 6 番（渡部正司君）

先ほど申し上げましたのは、この文言だけでは文言が先行していて、そこに携わっている人の姿、気配は感じられない。いわゆる関与がないので、生の声というのは感じるできない。

したがって、例えて言うなら砂上の楼閣に等しい。したがって、私の証言として魂なきというふうに申し上げた次第です。

以上です。

◎議長（水野孝一君）

赤城議員、よろしいでしょうか。

◎ 4 番（赤城大地君）

はい。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

私も、発議に反対する立場から発言をいたします。

今回、同僚議員の議員提案ということで、大変よい問題提起ではあったというふうに思います。というのは、2022年、一昨年、こども基本法が我が国で制定されました。同時にこども権利条約というのは、1989年に国連総会で採択され、我が国ではその5年後、支持をいたしました。あれから30年になりましたけれども、私を含め多くの方が、このこども権利条約について、よく知らないというのが実態かなというふうに、新聞等でも報道されております。

このこどもの権利条約の中では、差別の禁止、あらゆる活動、子供のある活動における最善の利益でありますとか、命、生命への権利、生存、発達の権利保障、6条におきましては、子供の意見が聞かれ、尊重される権利、これは12条でございますが、そういうものが盛り込まれております。

改めて、この権利条約に触れまして、問題提起されていることに対しまして、私どももしっかりと取り組まなければいけないなというふうな思いをしたところであります。

全国を取組を見ますと、川崎市などにおいては、2000年にこどもの権利条約に基づく条例を制定しております。その制定に当たっては、多くの子供と市民の参加で、2年間で会議、あるいは集会を200回ほど開いて、その上に制定をしております。子供の参加は、大人の倍の数をというふうに言われておりますけれども、2年間というのは、全国的に見ても比較的短い時間での制定になっております。

私どもは、せっかくこんな機会でございますから、やはりしっかりと時間をかけ、そして多くの町民の参加の下に制定をするというふうになるべきものではないかというふうに思いまして、今後の課題として、ぜひとも追求していく。そんなことを考えながら、反対の討論としてさせていただきます。

今は残念ながら見送らざるを得ないのではないかという立場から発言をさせていただきました。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）

発議第3号、第4号について、反対の立場で討論をいたします。

発議に至るまでの提出者のご努力に敬意を表したいとは思いますが、反対理由といたしましては、第一に、条例立法のプロセスでございます。

やはりこのような条例立法に関しましては、有識者をはじめ、子供の保護者や地域住民、事業所など、全体での検討が必要だと私は考えます。文教厚生常任委員会の報告にあったように、議論が不足していると言わざるを得ません。

第2に、内容でございます。

今回提出されたものは、こども基本法そのものの文言が多いように感じられます。私は、他の市町村が、郡山だと4年間、他の地域だともっと時間をかけて制定をされておりますが、子供の権利に関する理念を謳うのみならず、子供に関わる政策全般を具体的に進める条例であるべきだと私は考えます。

以上2点の点から、今回に関しましては見送らざるを得ないという判断をしたところでございます。

以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も尽きたようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号「会津坂下町こども子育て基本条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

発議第3号に対する委員長報告は否決であります。

発議第3号に対する委員長報告は否決であります。採決は可とすることを諮る原則により、本議案に賛成することについてお諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

◎議長（水野孝一君）

起立少数であります。

よって、発議第3号は、委員長報告のとおり否決することと決定いたしました。

次に、発議第4号について、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号「会津坂下町こども子育て基金条例」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

発議第4号に対する委員長報告は否決であります。

発議第4号に対する委員長報告は否決であります。採決は可とすることを諮る原則

により、本議案に賛成することについてお諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

◎議長（水野孝一君）

起立少数であります

よって、発議第4号は、委員長報告のとおり否決にすることに決定いたしました。

◎請願第1号の報告・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第15、総務産業建設常任委員会に付託しておりました、請願第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を議題といたします。

議題とした請願の審査経過並びに結果について、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

総務産業建設常任委員会の請願審査の報告をさせていただきます。

去る2月28日、午前9時55分より、北庁舎会議室で委員7名全員参加の下、委員会を開催し、付託されました請願第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」審査をいたしました。

委員からは、早急に実施をしていただきたい、企業にはご苦勞をおかけするが、早期に実現していただきたいなどの意見がございまして、賛成多数、賛成全員で採択に決するべきものとなりました。

報告は以上でございます。

◎議長（水野孝一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。本件について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようです。これをもって請願第1号に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

◎発委第1号の説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第16、発委第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（水野孝一君）

7番、佐藤宗太総務産業建設常任委員会委員長。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書でございます。

去る2月28日9時55分より、委員7名全員参加の下、北庁舎会議室で意見書を取りまとめたところでございます。

意見書案の中身でございますが、令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準で賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢化、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状態が続き、経済物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題となっております。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサブ

ライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による適正価格が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加と、パート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働などの問題が山積する中、重層的なセーフティーネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策でもあります。

よって、会津坂下町議会は、福島県の一層の発展を図るため、賃金の経済政策となる福島県の最低賃金引上げに関する次の事項について強く要望いたします。

1、福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、新しい資本主義実現会議において、2030年半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえて、相応の引上げを行うこと。

2、中小企業等が原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適切な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の周知徹底と、環境整備の充実、強化を図ること。

3、最低賃金引上げは、賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均等や景気の影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

5、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件の下方圧力がかかることのないよう、賃金保障型（ILO第94号条例に準拠）での公契約条例契約条例の制定に向けて、中央府省庁及び地方自治体に対して指導を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月6日。福島県河沼郡会津坂下町議会。

内閣総理大臣、厚生大臣、福島県知事、福島労働局長宛。

以上でございます。皆様のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（水野孝一君）

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、発委第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎継続調査の申出

◎議長（水野孝一君）

日程第17、継続調査の申出を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、広報広聴特別委員会及び新庁舎建設検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、議会閉会中の継続調査の申出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続審査に付することにより決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎町長の挨拶

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

本日、第1回定例会が閉会されるに当たり、御礼を兼ねまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月22日から本日までの14日間、議員の皆様方には、終始真剣かつ慎重にご審議を賜り、本日を迎えることができました。本会議に提出いたしました案件は、追加議案を含め27件でありましたが、条例の制定及び改廃をはじめ、財産の無償譲渡や一般会計並びに各特別会計の予算についてなどの全議案について、原案のとおり議決を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第であります。

本会議中に議員の皆様から寄せられました貴重なご意見、ご提言は、町民の声でもありますので、早期に実施可能な取組につきましては、速やかに着手してまいります。

また、本年は、町の将来像を実現するための目指すべき方向性を定める第六次会津坂下町振興計画後期基本計画を策定する年であります。町民の皆様からの意見を頂戴し、町民の皆様の思いを反映し、「やっぱり“ばんげ”がいい！住みたい、やりたい事があふれるまち」を実現するため、これまでのまちづくりに関する施策をより進展させてまいります。

最後になりましたが、町政進展に向けた議員皆様方の日頃からのご支援に、改めて感謝と御礼を申し上げ、閉会に当たりましての挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

◎議長（水野孝一君）

これをもちまして、令和6年第1回会津坂下町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時23分）

なお、2時35分より、議会運営委員会を中会議室において開催いたします。

議会運営委員会終了後に、議会全員協議会を大会議室において開催いたしますので、関係者はご参集願います。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月6日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員